

第14回アジア女性会議 北九州「女性のエンパワーメントとICT」 提言

私たちのめざす情報社会とは、すべての人びとが情報を発信・享受・共有し、コミュニケーションできるような社会です。そこでは女性も男性も、また年齢や社会的、経済的、政治的立場や障害の有無にかかわらず、全員が社会の開発の平等な主体です。人びとのコミュニケーションの権利や情報の権利、開発の権利が人権として保障されることによって、初めて平等で公正な社会が実現します。

第14回アジア女性会議 北九州に集った参加者たちは、情報コミュニケーション技術（ICT）が女性のエンパワーメントにとって大きな可能性をもっていること、しかしそのためには克服すべきさまざまな課題があることについて討議しました。

ICTは多くの可能性を持っています。女性および周辺に置かれてきた人びとやコミュニティの社会的コミュニケーションへの参加を、これまでよりも容易にし、また人びとのネットワーキングに大きな力を発揮し、女性の社会的・政治的エンパワーメントに貢献することができます。また新しいICTにより、新しい仕事生まれ、新しい働き方、新しい形の起業が可能になり、それを通じて、女性の経済的エンパワーメントに対する可能性を増進することができます。さらに、新しいICTは、人びとの間の対等な関係性や民主化への過程を促進し、表現の自由を強化する大きな可能性をもっています。

他方、このように大きな可能性をもつICTへのアクセスは、現状では国家間や民族間、また都市と農村、女性と男性、年齢、障害の有無、その他の社会・政治的要素により格差が見られます。この格差を放置するならば、人びとおよび国家の間の社会的・政治的・経済的・文化的格差を拡大するおそれがあります。さらにICTは、女性・子どもの人権を侵害するようなポルノ的情報を含む性の商品化、女性・子どもの地球規模での人身売買にも悪用されるなど、影の部分があることにも注意を払う必要があります。また、ICTは地球規模で人びとへの監視の可能性を強め、地球規模で軍事色が強まっているなかで悪用されてもきました。しかしながら、インターネットの使用について基準を策定し管理しようとする試みは、基本的人権と自由、そして平和の追求を犠牲にするものであってはなりません。

これらの討議を経て、私たち参加者は、私たちとこれからの世代のために、あるべき情報社会の実現をめざし、次のように提言します。

1. 私たちは、すべての人びとの人権を認め、尊重し、向上させることを基本にした情報社会をめざすこと。
2. 市民・NGO、国・自治体、国際機関、ICT関連産業は、国家間や民族間、また都市と農村、女性と男性、年齢、障害の有無、その他の社会・政治的要素などによるデジタル・デバイドを解消するための努力をすること。また、ICTに効果的にアクセスできない人びとが、社会・経済・政治的な生活のあらゆる側面に参画することを保障するよう努めなければならないこと。
3. 情報コミュニケーション・リテラシーの向上は、ICTの技術的側面のみならず、さらに重要なこととして、受け取った情報を批判的に見る力、すなわち、情報、メディア、コミュニケーション手段の社会・政治的、文化的意味を見抜く力を含むものであること。女性・子どもの人権を含む人権教育は、情報コミュニケーション・リテラシーの向上の基本的な要素であること。
4. 私たちは、新しい情報社会の能動的な主役として、情報コミュニケーション・リテラシーを高め、ICTが男女平等の推進、社会的公正の追求、平和、女性のエンパワーメントを促進するような形で、利用できるようになること。

2003年10月12日

第14回アジア女性会議 北九州 参加者一同